

市政野名だより第一号

発行者 野名すみよ 大王町波切一〇八一—
平成十八年四月発行 七二二・一三二〇

このたび市議会議員として議席をいただきました野名すみよです。私は行政の無駄遣いをしつかりチェックし、私の視点で市政のよい点や問題点、また市政に関連したいろいろな出来事を、この「市政野名だより」で、皆様に提起していきたいと思っています。

公職選挙法の関係で、ご支援いただいた感謝の気持ちを申し上げることはできませんが、皆様にいただいた熱いご期待に応えられるように、一生懸命がんばりますのでよろしくお願いいたします。

野名すみよ

◆議会の役員選挙は立候補制

議長・副議長・監査委員・常任委員会（総務財政、教育民生、産業建設）等の委員長、副委員長といった役員を選出は立候補制を原則とし、立候補者が複数の場合はその中から選挙をします。任期は一年です。

◆四月から議員に政務調査費月額2万円を交付

本年度四月から、会派に所属する議員一人につき、政務調査費が月額2万円（上限）交付されます。政務調査費とは議員活動費のことをいいますが、この三月議会に小森仁議員が提案し、賛成多数で可決しました。政務調査費は、議員活動に必要な経費の一部として交付されますので、その目的に沿わない支出や、年度内に残金が出た場合には返還しなければなりません。私は反対しましたので交付は受けません。

▼政務調査費の使途基準は

①資料作成費 ②資料購入費 ③会議費 ④調査研究費 ⑤備品購入費 ⑥人件費 ⑦事務費 等が定められており、収支報告書の提出が義務付けられています。

しかし、報告書に添付された領収書等が、真正か否かをチェックする権限や調査権は市長にも議会事務局にもありません。ですから、議員の選挙活動や親睦会、交際費等に使われたとしても、領収書の書き方しだいで適正な支出になってしまいうことがないとは言えないようです。

その理由は、最近、政務調査費にともなう訴訟が増加傾向にあるからです。

▼政務調査費の提案者は

小森仁議員

・賛成議員

小森仁・三橋文夫・上村繁子・山際優・畑美津子・山下弘・森昶・小田幸道・濱口三代和・森本雅太・出間敏和・西崎甚吾・中村八郎・杉本三八一・松尾忠一・中川弘幸・森本紘正・小河光昭・坂口洋・谷口覚・杉木弘明
(敬称略)

・反対議員

廣岡安吉・野名すみよ・大口秀和・西尾種生
(敬称略)

▼私の反対理由

私は市の財政がひっ迫していることから、議員の活動費は議員報酬で賄うべきとして反対しました。

合併後、住民サービスは低下し、公共料金は値上げの一路を辿っています。市は経常経費を抑えるために人事院の勧告とはいえ職員の給与を実質引き下げ、市長をはじめとする三役も5%の報酬カットをうち出しています。しかし、議員は自らの報酬を何ら引き下げてはいません。

議員報酬はカットせず、議員の活動費となる政務調査費を議会から市長に要望するということは、議員が自らの報酬を実質値上げしたと同視され、市民の理解は得られない思いがします。

研修会や視察は、全議員若しくは委員会でなければ経費は安くなるはずで、個々の議員には活動費は必要ないと思ひ、反対しました。

▼議員報酬と政務調査費（年額・上限）

・志摩市	議員報酬 616万円	政務調査費 24万円
・鳥羽市	議員報酬 560万円	政務調査費 12万円
・熊野市	議員報酬 542万6千円	政務調査費 0
・伊勢市	議員報酬 719万8千円	政務調査費 36万円

▼志摩市議会は会派制

政務調査費は会派に所属していなければ交付されませんので、志摩市議会は会派制を選択しました。現在、一人会派を含めて八会派が結成されています。

会派制の主な長所は円滑な議会運営ができること、主な短所は会派内で意見が分かれたときに少数意見の取りまとめが難しいことと、議会の役職（議長・副議長・監査委員・委員長等）が選挙ではなく会派の話し合ひで決められてしまうことがあげられます。

◆御座小学校が完成

▼建築概要

- ・事業費 3億4343万円
- ・建物 鉄筋コンクリート2階建1190・88㎡
- ・設計委託 三重県建設技術センター
- ・施工管理 西沢建築設計事務所
- ・建築工事 山下組(株)
- ・電気設備 光栄電気
- ・給排水・機械設備工事 前橋設備工業(株)

▼経緯

御座小学校建設の実施設計は旧志摩町において、合併直前の平成十六年九月八日に発注され、志摩市に引き継がれています。

合併後、竹内市長は設計内容を見直し、当初予算より3千4百万円を削減しました。

▼御座小学校在校児童〈予定〉

18年度	27名	19年度	25名
20年度	27名	21年度	25名
22年度	24名	23年度	22名

◆議会は不要か？

議決なく工事発注

1月26日の臨時議会に、御座小学校の増築工事費457万円の議案が提出されました。ところが審議途中に提案されている追加工事がほぼ完成していることが判明し、議会は一時中断を余儀なくされました。再開後、市長と教育長が陳謝されてから賛成多数で可決しましたが、議会の議決が必要なものをその議決を得ずに完成させてしまったことは前代未聞のことです、このような法に違反したことは二度とあってはならないことです。

A議員は、追加工事の内容を審議せず「立派になるから良い」と発言されましたが、施設を立派にするなら何でも良いという問題ではなく、議会は追加工事が妥当なものか、市の財政規模に見合ったものかを審議しなければなりません。

複数の議員は、「完成してしまつたものを、後から文句を言っても仕方がない」という意見でした。事後承諾でよいというのであれば、議会は何のためにあるのか、その存在が問われます。

完成したものを元に戻せということではなく、行政は法を遵守しなければならないのです。無駄遣いのつげを市民に負わせないためにも、議会はしっかりとチェックをしなければならないと思うのです。

◆老人保健施設を建設

老人施設が志摩町の片田地区に建設されます。定員100名のうち、認知症専門棟40名、シヨート用床20名、デイケア20名で公設民営を基本とし、完成予定は平成18年度末です。

合併協議では老健施設に診療所を併設することになっていましたが、三月議会に施設建設の予算を計上しながら未だ診療所の場所は確定していません。どんなに遅くとも三月議会までには診療所を含めた老健施設の概要と運営方法くらいは決めておくべきです。

▼十二月議会に

土地単価の提示なく可決

昨年の十二月議会で、老健施設の土地取得費9千万・建物補償費3千万円の予算が可決されました。提案内容は行政側の準備不足から取得用地の単価や面積の概要は提示されず、価格の根拠となる鑑定も受けていない、といった通常では考えられないものでした。私は用地の候補地が何ヶ所あったのか、購入しようとする土地に決定した理由、鑑定価格と土地単価について質問しましたが、明快な答弁が得られないまま用地が確保できなければ十八年度の国庫補助が受けられないということに妥協し、適正な価格で取得することを指摘して賛成しました。

▼老健施設の土地取得単価は

適正か？

三月議会に土地取得の議案が出されました。単価は鑑定結果を根拠としています。が、広大な土地を取得する場合、同じ所有者であっても分筆された場所によって土地の単価が違っていなければならないと思います。

しかし、その検討が全くなされていませんでした。土地単価は人それぞれに感じ方が違うかもしれませんが、私は再度の価格交渉を指摘して反対しました。議案は賛成多数で可決されました。

反対者：大口秀和・坂口洋・野名すみよ

▼土地取得の概要

所在地 志摩町片田字大蔵4807

① 雑種地1478・7坪

坪単価48500円9筆

② 宅地27・7坪

坪単価48500円4筆

※①②の所有者は同じです。

③ 畑214・24坪

坪単価28000円1筆

④ 建物移転補償費2棟 2600万円



